

戸数割税務資料の特性と精度について

——資料論的覚え書き¹⁾——

佐藤 正 広

1 はじめに

1・1 本稿の目的

「戸数割」とは、戦前期の日本において、府県あるいは市町村(時代によって異なっている、後述)の歳入の大きな部分を占めた地方税である。不正確のそしりを承知であえていうなら、それは戦後の住民税にあたる存在であった。その賦課に際して作成された行政資料は、後述のようにさまざまな問題を残しながらも、戦前期日本について、それが実施された市町村に関してはほぼすべての住民の所得ないし「資力」を知ることができるという点で、他に類を見ない資料である。

筆者の所属する経済研究所附属日本経済統計情報センターでは、近年資料収集事業の一環としてこの戸数割税務資料を中心とする地方公共団体の行政資料の収集にあたっており²⁾、それとともに、この資料に対する研究上の需要も次第に高まってきている³⁾。

本稿の第1の目的は、このような状況に鑑み、この資料がいったい戦前期日本の地方行政の中でどのような具体的手順を経て作られたものか、またそのことによって今日われわれがこの資料を利用するにあたって注意すべきどのような特性を備えるにいったったと考えられるかについて、覚え書きを残すことにあつた。

このことは、実はこの資料の精度の問題と表裏の関係をなしている。そこで、本稿では第2の目的として、戸数割税務資料がいったいどのくらいの精度を備えているかという問題についても、広島県下のある農村を事例にとって、できる限り数量的に示すことにしたい。

1・2 戸数割を用いた研究史

本題にはいる前に、戸数割税務資料をめぐる研究史を概観しておこう。

この資料を用いた研究は、主として①所得分布の推計、②地方財政史ないし地方制度史、③経済史の3つの分野からなされてきた。この他、同時代人によって時事問題ないし実務的な方法論として言及されることもあった。

この3者の中でもっとも早い時期に戸数割税務資料に注目したのは、所得分布の推計に携わる研究者たちであった。彼らは、この資料が、免税点の高い所得税データと比較して、基本的にすべての住民に関するデータとして利用可能な点に注目したのである。この分野の研究には、①パレート曲線への日本のデータの当てはまり、パレート係数の適用可能性といった点について、基本的に単年次について行われたもの⁴⁾、②所得分布が時系列的にどう変化したかという点に注目し、クズネッツの逆U字型仮説の日本への適用可能性などについてみたもの⁵⁾などがある⁶⁾。

地方財政史に属する研究では、戸数割税務資料の賦課額データが用いられ、地域内での階層間の力関係を示す指標として扱われることが多かった⁷⁾。すなわち、階層間の力関係が、階層間での租税賦課額の分布に反映すると考えたのである。このばあい、分析は所得分布の推計と密接な関係になければならない。この点に関する評価は、各階層の租税負担能力との対比でみなければならないからである。例えば、坂本[1974]は戸数割負担戸数の中に中下位層の占める割合が90%を越す一方で同じ階層の負担する税額が20~30%に達することをもって戸数

割の低所得層への重課の傾向を主張しているが、これは実証的には必ずしも充分とはいえないであろう。この点で、金澤[1991]は、長野県の1箇村についてではあるが、戸数割賦課のための「所得調査簿」と賦課額とを対比させて、戸数割課税の逆進性を実証している。

経済史の分野では、戸数割資料は地域住民の階層構成を分析するための素材として用いられてきた⁸⁾。すなわち、耕地の所有規模と経営規模に注目して地域住民をグルーピングし、その区分に基づいて所得の構成や政治的動向などを考えようとするものである。ここで問題となるのは、農業以外に投資先や就労機会が増えてきたときに、階層区分の基準として耕地所有・経営のみで充分かという点である。一般的に考えて、異なる種類の所得が大きくなれば、それにとまって行動様式も一定程度の影響を受けると考えるのは自然であろう。

それでは、以上の点をふまえたとき、戸数割資料を利用する際にどのような注意が必要となろうか。まず、制度的な面から調べていくことにしよう。

2 戸数割の制度的変遷ならびに町村による賦課徴収方法の実例

一口に戸数割といっても、時代によってその法的根拠も、賦課方法に関する規定の内容も異なっている。ここでは、南・小野・高松[1981b]⁹⁾、田中[1922]、自治庁編[1955a][1957]などによりながら、この点について概観しておくことにしよう。

戸数割は、明治11(1878)年太政官布告第19号「府県税及民費の名を以て徴収せる府県費区費を地方税と改め規則を定む(地方税規則)」によって規定されてから昭和15(1940)年法律第60号「地方税法」によって廃止(新たに市町村民税を創設)されるまでの約60年間にわたって存在し続けた税種であるが、この間に2回大きな制度上の変革をみている。大正10(1921)年勅令第422号「府県税戸数割規則」の公布、および大正15(1926)年法律第24号「地方税に関

する法律」による市町村税への移管である。これらによって区切られた時期を、早い順にI, IIおよびIII期と呼ぶことにしよう。戸数割を利用する際には、対象年がこれらの中のどの時期に当たるかを常に頭におく必要がある。

2・1 第I期(1878~1921)

まず、第I期については、戸数割に関する独立の根拠法は存在せず、地方税規則の中で次のように触れられているに過ぎない。

「従前府県税及民費の名を以て徴収せる府県費区費を改め更に地方税とし規則左の通被定候条此旨告候事

第一条 地方税は左の目に従ひ徴収す

- 一 地租五分一以内
- 一 営業税並雑種税
- 一 戸数割 (下略)¹⁰⁾

この後には地方税の運用のしかた、会計年度の規定などが続くが、戸数割について触れているのはここだけである¹¹⁾。以後、大正10年にいたるまで戸数割に関しては徴収方法、課税の対象等に関する法的規定はなされていない¹²⁾。いかえれば、第I期にあっては、戸数割は法文上は名称のみ存在し、その実際の徴収方法などは府県や市町村にまかされていたのである。

それではこの時期、具体的にはどのような方法で戸数割は賦課されていたのであろうか。まず注意すべき点は、この税金が当時府県税であったのに、府県は直接には個々の納税義務者に対する賦課額決定に関わっていないことである。その理由は、府県が管轄下にある個々の住民の所得額や資産額を直接に把握することが困難なことであった。そのため賦課に当たっては、まず府県が市町村単位に賦課額を「配賦」し、続いて市町村議会が個々の住民に対する賦課額を決定するという、2段階の手續を踏むことになった¹³⁾。

田中[1922]によると、1920年度においては、過半の府県が戸数割の「配賦」にあたり各市町村の戸数に応じて賦課額を比例配分する方法を採っていたが、次の16府県では、①戸数に市町村住民の直接国税納入額による比例配分を併用

(兵庫、長崎、京都、茨城、石川、岡山、広島、徳島、香川、高知)、②市町村を等級分けし、等級ごとにウェイトを定めて配賦(山梨、長野、愛媛)、③戸数に国税を含む複数の指標を併用(青森、山口、沖縄)等の方法を採用していた。

また、市町村会による各戸賦課額の議決方法は、①直接各戸の賦課額を議決するもの(8462市町村)、②課税標準に対する乗率のみを議決し、各戸の賦課額の算出は市町村長に委せるもの(2989市町村)、③両者を併用するもの(425市町村)と、これもさまざまであった。このうち②の方法を採用する市町村では、議会関係文書をもても課税等級およびそれに対する乗率の一覧表があるのみで、個々の住民に関するデータは得られない。このような例が、当時戸数割を実施していた市町村の約25%でみられることに注意しておく必要がある。

次に、市町村会による各戸への賦課額の決定方法については、いわゆる「見立割」を採用するものが多く、その数4704市町村にのぼる。「見立割」とは、各人の税負担能力を、明確な基準によらず担当者(多くのばあい名誉職吏員や市町村会議員で、地域では「重立ち」に属する)が達観的に判断し、賦課額を決める方法である。この外には所得、資産、生活の状況、納税額その他の組み合わせによって各戸の税負担能力を斟酌するものが多いが、その組み合わせ方はさまざまで、1920年度現在でその種類は442種にのぼるという¹⁴⁾。

「見立割」がいったい真に各人の税負担能力の面からみて公平な方法といえるか否かという問題は、早くから問題とされていた。共同体的な人間関係のなかでは、人々は互いの生活をよく知っているから、杓子定規な基準を設けるより「見立割」の方が遥かによく実態を反映するという意見が一方で存在する。しかし、他方では、賦課額の決定が地域の有力者のいわば恣意にまかされることから、これが政争の道具に使われたり、地域住民間の対立を生むという懸念も表明されていた。そうしたことへの配慮からか、たとい純粹の見立割でないばあいでも、その決定にいたる経過は記録として残されないこ

とが多い。1例をあげておこう。山口県厚狭郡高千帆村の明治33年の議事録には次のような記載がなされている。

「(前略) 引続き明治参拾参年度地方税戸数割各戸賦課額等差別の件に付一読会を開き二読会に移り参番の発言にて満場賛成を以て三等の赤川鉄之助長田恒助椿良策長谷川寅千代を二等に三等の河村茂を四等に四等の吉本虎介を三等に五等の大本吉右衛門榊谷千代作目六之助縄田幸兵衛伊藤光次郎……(下略)」

このような調子で数百名の住民に関する記述が続くのであるが、肝腎の等級変更の理由については「一読会」における討論が伏せられているため、全くわからない¹⁵⁾。

2・2 第II期(1922~1926)および第III期(1927~1939)

大正10(1921)年に「府県税戸数割規則」が公布され、翌11年に内務省令第2号として「府県税戸数割施行細則」が発せられるにともない、戸数割ははじめて独立の根拠法を持つにいたった(第II期)。この「規則」は、戸数割の納税義務者について「第一条 戸数割は一戸を構ふる者に之を賦課す／戸数割は一戸を構へざるも独立の生計を営む者に之を賦課することを得」と規定、課税の基準については「第二条 戸数割は納税義務者の資力に対しこれを賦課す」「第三条 資力は戸数割納税義務者の所得額及住家坪数に依り之を算定す但し所得額住家坪数のみに依るを適当ならすと認むる場合に於ては納税義務者の資産の状況を斟酌して之を算定することを得」と規定している。さらに、府県による市町村への戸数割の配当基準については「第四条 戸数割総額は予算の属する年度の前前年度に於て市町村住民(法人を除く)の賦課を受けたる直接国税及直接府県税の税額並前年度始における戸数割納税義務者の数を標準とし市町村に之を配当す但し戸数割納税義務者の数を標準とする配当額は戸数割総額の十分の五を超ゆることを得す」としている¹⁶⁾。

次に、「施行細則」には、市町村の境界変更のばあいの処置、納税義務者の所得額の計算方法、

所得より控除すべき金額に関する規定などが含まれており、戸数割資料を利用する際には是非なく参照するべきものである。さて、ここで特に注意を促しておきたいのは、所得額からの控除規定である。これには①経営上の必要経費に関するもの(種苗、蚕種、肥料、飼料、仕入品の原価等)、②経営上の損失金、③俸給給与等に関する控除、④老幼不具廃疾者の扶養控除の4種類がある。この中で③と④は、所得分布の推計や、階層構成の分析に大きな影響を及ぼしかねない規定である。順にみることにしよう。まず、③について「細則」には次のように規定している。

「第六条 前三条の規定に依り算出したる金額一万二千元以下なるときは其の所得中俸給料歳費年金恩給退隠料賞与及此等の性質を有する給与に付ては其の十分の一、六千元以下なるときは同十分の二、三千元以下なるときは同十分の三、千円以下なるときは同十分の四に相当する金額を控除す」¹⁷⁾

この第六条については、大正13年内務省令第14号により「千円以下なるときは同十分の四」を「千五百円以下なるときは同十分の四、八百円以下なるときは同十分の五」と改正している¹⁸⁾。いずれにしても、この規定はかなりの高額所得者まで比較的大きな率の控除を認めているので、資料を利用するにあたってはこれが具体的にどう運用されていたかについて注意する必要がある。

次に④については、以下のような規定がある。
「第七条 前四条の規定に依り算出したる金額三千元以下となる場合に於て納税義務者及之と生計を共にする同居者中年度開始の日に於て年齢十四歳未満若は六十歳以上の者又は不具廃疾者あるときは納税義務者の申請に依り其の所得より左の各号の規定に依る金額を控除す

- 一 所得千円以下なるとき
年齢十四歳未満若は六十歳以上の者又は不具廃疾者 一人に付百円
- 二 所得二千元以下なるとき
同 一人に付七十円

三 所得三千元以下なるとき

同 一人に付五十円」¹⁹⁾

なお同年内務省令第12号によりこの「百円」「七十円」「五十円」の後に「以内」を補うこととされ、各自治体の裁量の範囲であることが明示された²⁰⁾。以上2点の控除規定は、以後昭和15年に至るまで変わっていない。

つぎに第III期について触れよう。戸数割に関する「地方税に関する法律」の条文は、「府県税戸数割規則」とほとんど変わらない。ただ、「第二十二條 市町村は本法に依り戸数割を賦課することを得」と、これが市町村税であることを明記した条項及び「第二十五條 戸数割の課税標準たる資力は納税義務者の所得額及資産の状況に依り之を算定す」²¹⁾と、住家坪数の規定を削除した点は大きな改正点である²²⁾。

このように、個々の納税義務者に対する賦課額決定方法は、第II期と第III期とで、住家坪数に関する点を除いては変わらない。ただ、府県税から市町村税に移管されたことにより、それまで曲がりなりにも府県内で統一的な基準に従って市町村ごとの賦課額を定めていたものが、これ以降そうした基準がなくなったことになる。この点、戸数割資料を利用する際には——なかなか異なる市町村にわたる比較をするばあいには注意すべきである²³⁾。

第II期および第III期では、法律の条文をみる限り、賦課基準についてかなりのところまで客観的に規定されているように思われる。しかし、実際には賦課の方法が基本的に見立割の性格を強く残していたことは、つぎのような資料からもうかがわれる。岡山県上房郡高梁町では、昭和5年度の戸数割賦課にあたって、以下のような「資力算定標準」その他が議案として提出されている²⁴⁾。

「資産の状況に依る資力算定標準

本町特別税戸数割納税義務者の資産の状況は左記の各号に依り点数に換算し資力を算定するものとす

記

一、地価

宅地 五十円以内 拾円に付 二点

式百円以内 “ 三点 県の例と全く変わらない²⁶⁾。

(中略)

但地価に依る採点は其土地の状況に依り
斟酌して点数を増減する事を得

二、家屋(見積時価)

(中略)

三、有価証券(時価)及其他の動産

(中略)

四、官公署及学校等に奉職するものにして一
時的住居者に限り其俸給、給料、年金、
歳費、賞与、恩給、退隠料其他之等の性
質を有する給与所得年額千円以上を有す
るもの

千円に付 一〇点

五、特殊の技能を有し年収千円以上の所得あ
るものは

千円に付 一〇点

六、前各号以外特に其経済状態の良否に依り
相当点数を加減することを得

以上のように「資力」「資産状況」といっても、
その中には給与所得も含まれ、達観的な「見立」
による資産額の修正規定も含むなど、その概念
ははなはだ曖昧なものであることがわかる。こ
うした「見立」重視の傾向が極端なばあい、各
戸への賦課額をあらかじめ決めておき、所得調
査はその賦課額に合致するように事後的に行っ
た町村もあるという²⁵⁾。

こうした議案が市町村議会に提出されると、
そこに含まれるひとりひとりの賦課額について
その当否を論じ、必要と認める限りの修正を加
えて可決する。その討議の過程は詳細には記録
されていないのが普通である。議員全員を委員
とする専門委員会に付議する等の形で秘密会で
討議するばあいもある。また、議案については
事前に完全に根回しが済んでいて、会議録の上
では全く討論を経ずに原案可決とされているば
あいも多い。このばあい、当然最終的な賦課額
決定にいたるプロセスはわからないことになる。
これは、戸数割課税の持つ制度的な曖昧さに起
因するもので、課税に伴う地域住民間の利害対
立を表面化させないための方策であろう。この
事情は、第I期について述べた際にあげた山口

3 広島県安芸郡温品村の例—— 戸数割資料の精度について

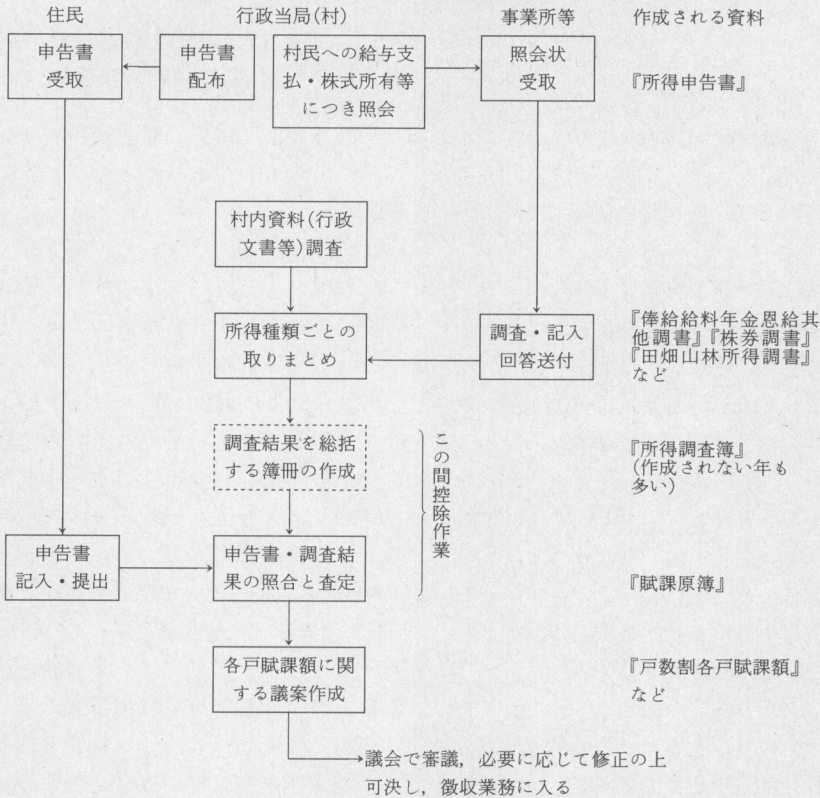
以上のように、戸数割資料がどの程度信頼す
るに足るものであるかということについては、
資料それ自体の中には手がかりが与えられてい
ないことが多い。しかし、時として議会資料以
外の中から市町村による住民の所得の把握過程
を具体的に示す資料がみつかることもある。次
に、そうした事例についてみることにしよう。
広島県安芸郡温品村における戸数割の賦課は、
つぎのような手順を経て行われた(図1)²⁷⁾。

まず、温品村では「特別税戸数割賦課標準調
査細目」と称する規定によって「資力」算定方
法を詳細に規定している。この規定はほぼ「施
行細則」にそったものであるが、第4条8項に
「職工労働者(大工左官石工木挽等)の所得は一
ヶ年三百日として之に一日の賃金を乗じて得た
るものの五割を以て其所得額とす(下略)」とい
う条文がみられる点には注意を促しておきたい。
このような市町村レベルの規程は比較的頻繁
に改訂されたらしく、温品村でもこの年に改訂
が行われた形跡がある。このような基準改訂に
よって発生が予想される不連続は、戸数割資料
を利用する上で注意すべき点のひとつであろう。

調査は、4月10日に給与所得について「課税
資料に関する件」と題する照会状を関係する市
町村役場その他官公署、工場、商店等に発する
ことから始まる(6月21日にも同じ書式で、未
回答の相手先に対して督促状を出している)。
これにたいして、49の事業所から回答が寄せら
れた。関係村民は105名であった²⁸⁾。

これと並行して、給与所得以外にも調査が進
められた。資料として保存されたものだけでも
次のようなものがある(括弧内はリストアップ
された人数もしくは戸数)。「俸給料年金恩給
其他調書(108)」「株券調書(40)」「恩給年金扶助
料調(23)」「貸付金調(4)」「田畑山林所得調書
(213)」「労働其他調書(117)」「河川工事支払調
書(90)」「養蚕掃立枚数割/山林立木払下調書
(29)」「税務署調書控(109)」と、丹念に調査が

図1 戸数割賦課にいたる過程(第Ⅲ期, 安芸郡温品村の例)



進められたことがわかる。土地や河川工事(救農土木事業と思われる)等のように村内の資料だけで調査可能なもの以外の、俸給給料や株券などについては、前者はすでに紹介したように照会状を各所に出し、後者については各社に配当率を問い合わせると共に営業報告書を取り寄せ、それに添付されている株主名簿で村民の名をチェックして資料を作成している。また、いわゆるキャピタル・ゲインに関しては、「広島経済日報」等によって有価証券価格を調べている。これらの調査結果をもとに、住民から提出させた「所得申告書」の記載について査定を加え、「賦課原簿」にその査定額を転記した上で課税額を決定したのである²⁹⁾。

以上のような調査のあり方からみて、温品村の戸数割賦課に伴う所得調査は、全国的にみても最も詳細な部類に属するとみて良いが、それでは実際にこうした手順を経て調査された数値はどの程度信頼できるのだろうか。例を昭和5

年および9年にとって、若干の検討を加えておくことにしよう。

同村では、この両年次共に『所得申告書』『賦課原簿』の双方が残されており、住民各戸について所得の種類別の内訳を知ることができる。ただ、『申告書』の方は、申告漏れのケースもあったようで『賦課原簿』に比べると含まれるサンプル数が約半数にとどまる(表1)。また、『賦課原簿』に記載された所得種類別の数値は、村の規定による「職工労働者の所得に関する控除」(以下「労賃等に関する控除」と略記)ならびに「施行細則」による「俸給給料歳費年金恩給退隠料賞与及此等の性質を有する給与に関する控除」(以下「俸給等に関する控除」と略記)によ

表1 サンプル数

昭和 年	申告書(S)	賦課原簿(F)	S, Fに共通
5	124	228	122
9	111	225	108

表2 ジニ係数の変化

昭和 年	申告書 S	賦課原簿				
		F ₀	F ₁	F ₂	F ₃	F ₄
5	0.46	0.41	0.44	0.41	0.39	—
9	0.51	0.40	0.42	0.39	0.40	0.52

(いずれの資料も全サンプルについてのみ計算)

る控除を経たものであり、さらに各戸の所得額合計の欄には、扶養家族に関する控除後の数値が記入されている。

『賦課原簿』に記載された数値に関して、「労賃等に関する控除」「俸給等に関する控除」双方の規定に従って逆算することにより、これらの控除前の数値を戸別に求めることが可能である。こうして得た諸控除以前のデータを、今仮にF₀と呼び、温品村独自の規定に基づく「労賃等に関する控除」をおこなった後のデータをF₁、さらにここから「俸給等に関する控除」をおこなった後のデータ(すなわち『賦課原簿』に記載されたデータ)をF₂、F₂から扶養控除をおこなった後のデータ(戸別の所得総額のみ)をF₃と呼ぶことにする。また、所得のみでなく資産の状況も勘案して定められた戸別賦課額に関するデータをF₄とする。これに『申告書』から得られるデータ(Sと呼ぶ)を含め、6種類のデータを対比してみることができる。

まず、それぞれのデータでジニ係数にどの程度の違いがあるかについてみると(表2)、どちらの年度も申告書と賦課原簿との間にやや目立った差があることがわかる。また、F₀~F₂とF₃・Sとでは、昭和5年から9年の間の動きが逆方向になっている点にも注意を促しておきたい。

次に、それぞれの年度について所得種類別の平均値を見ることにしよう³⁰⁾。ここではサンプル数の多い『賦課原簿』のデータを用いることにする(表3)。

まず、F₀データについてみると(パネルa)、「田畑」「給料等」「労賃」などで比較的平均値が大きく、かつ変動係数が小さくなっている。逆に「山林」「配当」「年金恩給」「商業・サービス」「外国送金」などは、平均値が比較的小さく、変動係数が大きい。ここからは、給与所得

表3 所得種類別の分布

a. 諸控除前の数値(F₀)

所得の種類	昭和5年			昭和9年		
	平均	標準偏差	変動係数	平均	標準偏差	変動係数
田 畑	147.41	132.13	0.90	131.63	123.95	0.94
山 林	2.79	15.23	5.45	2.19	7.09	3.24
家賃地代	2.97	25.96	8.74	—	—	—
養 蚕	6.93	18.70	2.70	1.63	4.43	2.71
配 当	21.29	109.14	5.13	19.31	104.25	5.40
預金利子	26.12	51.25	1.96	35.53	65.18	1.83
給 料 等	232.48	399.35	1.72	257.67	370.94	1.44
労 賃	82.41	149.64	1.82	70.48	146.78	2.00
年金恩給	24.10	106.49	4.42	43.67	138.56	3.17
商・サービス	19.17	102.88	5.37	17.42	64.00	3.67
外国送金	14.65	60.79	4.15	11.62	45.85	3.95
そ の 他	2.63	29.00	11.21	—	—	—
所得総額	585.15	476.50	0.81	591.14	472.24	0.80

b. 労賃等に関する控除ならびに俸給等に関する控除後の数値(F₂)

給 料 等	131.95	235.76	1.79	144.72	217.89	1.51
労 賃	39.23	73.41	1.87	35.24	73.39	2.08
年金恩給	13.79	62.50	4.53	24.89	80.21	3.22
所得総額	433.09	353.18	0.82	424.17	337.91	0.80

c. 扶養控除後の数値(F₃)

所得総額	418.46	336.42	0.80	400.95	327.63	0.82
------	--------	--------	------	--------	--------	------

注：『賦課原簿』による。サンプル数：昭和5年228、昭和9年225。bには、控除の結果aと数値が異なることになる部分のみ摘記した。cは、扶養控除が各戸の所得総額に対して行われるので、所得の種類別にみた内訳を示さない。

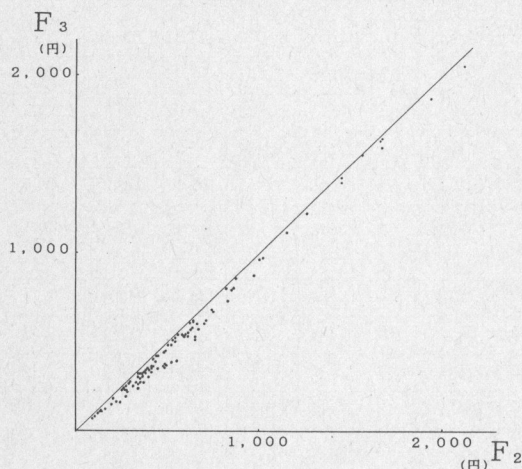
が耕地所得とならんで、あるいはそれ以上に当時の村民の基礎的な所得となっていたことを読みとることができよう。

この結果を、「労賃等の控除」「俸給等の控除」を経たF₂のデータと比べてみよう(パネルb)。一見して明らかなのは、関係する「給料等」「労賃」「年金恩給」で、いずれの年度でも控除後の平均値が控除前の平均値に比べて半減していることである。その結果、各戸の所得総額の平均値も、控除前に比較して25%ないし28%も小さな値をとっている。また昭和5年を例にとって試算すると、F₀データで田畑所得の所得総額に占める割合は約25%であるのに対して給

料等は約40%と、後者の方が大きくなっているのに、 F_2 データではそれぞれ約34%、30%と、 F_0 データとは順位が逆転してしまっている。これらの控除の影響は、かなり大きいものといえよう。

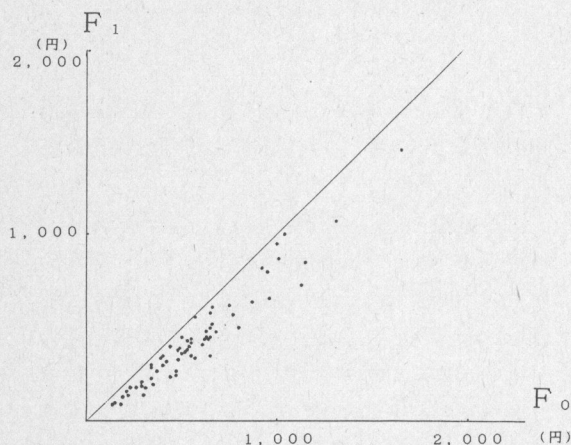
ここで、これらの控除が所得分布の推計に与える影響についても簡単にみておこう。まず、昭和5年の『賦課原簿』で、扶養家族控除の対象者を取り出し、控除前後の所得額の関係(F_2

図2 扶養家族控除の影響



(昭和5年、扶養家族控除の対象戸のみ。サンプル数：99戸)

図3 労賃等に関する控除の影響



(昭和5年。控除対象戸で、所得内訳が労賃のものを除く。サンプル数：67戸)

および F_3) をみたのが図2である。これをみる限り、扶養控除は全体としての分布のあり方に大きな影響を及ぼしてはいないように見える。この結果は昭和9年についてみても変わらない。ただし、温品村では控除額が被扶養者1人につき20円ないし15円と低めに設定されている。もし「細則」の上限ぎりぎりの額(100円ないし50円)まで控除したなら、特に低所得層での動きは大きなものになろう³¹⁾。

温品村独自におこなっていた労賃等に関する控除の影響はどうだろうか。まず、所得の中に労賃を含まないものは当然この控除の影響を受けないから、観察の対象から除外する(昭和5年で156戸)。また、所得が労賃のみからなるものも、規定によって一律に50%の控除を受けるだけであるから、やはり除外することとする(昭和5年で5戸)。そこで問題となるのは労賃とそれ以外の所得を併せつもののが、この控除によってどのような影響を受けるかである。昭和5年について図3に示した³²⁾。

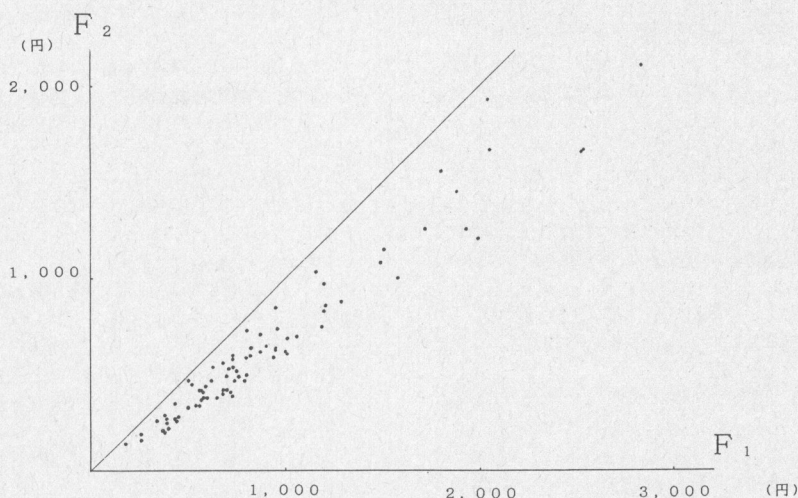
次に、「細則」に基づく俸給等に関する控除の影響についてみよう。労賃についてみた際と同様に、ここでも所得に「給料等」「年金恩給」のいずれも含まないものはこの控除の影響を受けないから、観察の対象から除外する(昭和5年で133戸)。また、所得がこれらの項目のみからなるものは、控除率50%ならびに40%のものだけで、単純に2本の直線の組み合わせとなるので、これも除外する(昭和5年で11戸)。そこで、これら所得とそれ以外の所得とを併せつものについて、控除前後(F_1 および F_2) の動きを図示した(図4)³³⁾。

図3、図4のいずれを見ても、これらの控除が、たとえば図2に示された扶養控除に比べ大きな影響を及ぼしているといえそうである。

4 むすび

かつて田中廣太郎は、戸数割賦課にともなう所得調査の困難を嘆いて、次のように述べた。「其の所得なるものが事実上其の幅員に於ても又分量に於ても却却外部から明瞭に計算し難いのである。例へば納税義務者が預金貯金の利子

図4 俸給等に関する控除の影響



(昭和5年。控除対象戸で、「給料等」「年金恩給」のいずれか以外の所得をもつもの。サンプル数：84戸)

を幾何取得したかを調査しようとしても之れを銀行等から申告さすことも出来ず、市町村自らが調査しなければならないが、其の方法として別に備はつてゐる処もない。仮令本人に申告さす主義を採つた処で容易に隠匿されて表はれて来ない。又営業の所得にしても実際の所得額を如実に知得することは殆ど不可能に近い(下略)³⁴⁾と。この問題は、旧来の共同体的な人間関係を前提としてはじめて円滑に機能し得る「見立割」に依拠する制度を、その人間関係からはみ出した場所で生じる所得にまで適用したところから生じる。地域経済に第2次、第3次産業の占める割合が大きいほどこの問題も大きくなることが予想される。

また、温品村の例のように所得調査が一応の水準で行われたとみられるばあいでも、各種の控除の影響をどう評価するかということが、利用上注意すべき大きなポイントになると思われる³⁵⁾。なぜなら、例にみたように「給料等」「労賃」などの控除規定を考慮することで、村全体の所得に占めるこれらの割合は大きく動いてしまうからである。都市近郊の温品村ではこのことが極端に現れたという面があるが、ほかの農村地域でも時代とともに農外就労・農外投資の機会が増えるのが普通だから、この問題は程度

の差こそあれあらゆる地域に共通であるといえよう。

以上、取り上げることができたのは僅かな事例にとどまり、根拠法などの引用も充分ではない。また資産に関する資料の問題や、府県による市町村への配賦の問題、所得の種類により調査および課税の対象とする年次が異なることからくる問題など、本稿では触れられなかった問題も多い。これらの問題について調べるとともに、なるべく多くの年次・地点についてこうした資料論的検討を加えていくことを、次の課題としたい。

(一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター)

注

1) 本稿は、文部省科学研究費補助金一般研究A「経済近代化の農村的基盤—データ・ファイルの作成と分析—」(研究代表者：南亮進教授)による研究成果の一端であり、また、筆者が一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センターにおける業務の一環として戸数割税務資料を中心とする戦前日本の地方公共団体の行政文書収集業務に携わる過程で生まれたものである。執筆に際し、松田芳郎教授から資料操作の方法に関して貴重な助言をいただいた。さらに、本稿で用いた資料の計算機処理にあたっては、経済研究所統計係の手を煩わせている。以上、さまざまな形で援助を惜しまれなかった同僚各位に感謝申し上げます。

2) 文部省科学研究費補助金による収集成果の寄贈を受けた結果、現在では約150地点(戦前期の町村単位)について戸数割資料を所蔵するにいたった。

3) その一部については、個人情報秘匿のため、原資料の所蔵者の許諾を得ない限りは非公開の措置をとっている。これは、資料所蔵者である地方公共団体が、住民のプライバシー保護のため、センターによる資料収集(具体的にはマイクロフィルムによる複写)の許可にあたってそのような条件を付したことによるものである。このような措置を要する資料は、各地方自治体で情報公開制度が布かれることが多くなるにつれ、今後増加の傾向にあるものと考えられる。

4) 毛里[1933]、汐見[1934]、早川[1934][1944]、Lockwood[1954]など。

5) 南[1971][1987]など。

6) 本稿では、戸数割税務資料のこれまでの利用のされ方について紹介することに主眼があるため、個々の論点に立ち入ることは避ける。この点は、続いて紹介する諸分野の研究についても同様である。なお、所得分布推計の研究史に関しては、寺崎[1984]が詳しい。

7) 坂本[1974][1975]、奥田[1984]など。

8) 伊藤[1974]、大門[1991]など。

9) 南教授のご教示によれば、戸数割資料の資料論的検討にあてられたこの第2分冊は、主として故・高松信清氏の筆になるという。

10) 自治庁[1957]106頁。なお、原文は正字体片仮名まじりであるが、引用にあたって新字体平仮名まじりに書き改めた。以下戦前の資料からの引用は同様の処理を施してある。

11) この法案が地方官会議にかけられた際の説明書には以下のようにある。

「其地に課するの外猶ほ財産に賦し人口に賦し戸数に賦するの數法あり其財産に賦するは民産調査の法なく従て各戸財産の実を知るに由なし其人口に賦するは貧家にして人口多く富豪にして人口寡きの均しからざるあり要之戸数に賦するの乃ほ差や便近なるに若かさるなり其戸数割の法亦各戸均賦するあり各戸の貧富に應ずるあり蓋し貧富に應ずるは法の良なる者而して実地の難き各府県未だ遽に概行すへからず本案之を論定するを欲せざる所以なり(下線引用者)」自治庁編[1957]110頁。

12) もっとも、明治13年、明治35年などに行政指導はなされている。ただ、高松が述べているように、徴収業務がこれらによってどの程度実態の変化を見たかは不明である。自治庁[1957]148頁、南・小野・高松[1981b]5頁。

13) この方法は、江戸期の「村請制」の下での年貢の賦課方法とよく似ている。おそらく江戸期以来の徴税のノウ・ハウを踏まえて成立した税種だったのであるまいか。

14) 田中[1922]、24頁。

15) 山口県小野田市議会事務局所蔵文書。

16) 自治庁[1957]650頁。

17) 自治庁[1957]657頁。

18) 自治庁[1957]726頁。

19) 自治庁[1957]658頁。

20) 自治庁[1957]668頁。

21) 自治庁[1955a]5頁。

22) 後者について当時の若槻禮次郎内務大臣が議会でつぎのように説明している。

「府県税としては戸数割を廃止致しましたけれども、市町村税として之を存することに致した次第であります、而して戸数割の課税標準は納税義務者の資力を目安にすべきこと従来と変ることはないであります、唯々資力算定の標準中に、是迄は住家の坪数と云ふものが入って居りましたが、住家坪数は家屋税との関係上、これを除くのが適当であると認めたのであります」自治庁[1955a]13頁。

23) この点では第II期は第I期とむしろ共通した性格を持つ。これらの時期については、時折ではあるが、府県内各市町村に対する配賦額、その根拠となった数値(戸数や国税納入額など)等を記載した一覧リストが発見されることもある(山形県西置賜郡長井村行政文書など)。もちろんこのばあいでも、府県あるいは市町村レベルでの規程等を把握した上で利用する必要があることはいうまでもない。

24) 岡山県高梁市立図書館所蔵、旧上房郡高梁町行政文書。

25) 田中[1930]157頁。

26) 例えば、昭和12年の長野県下伊那郡赤穂村『議事に関する綴』には、次のような記述がなされている。

(前略)

議長 議案第五十号昭和十二年度赤穂村特別税戸数割各人賦課額の件第一読会を継続する旨を告げ委員会の審査の報告を求む

十八番(清水栄之助)委員長 委員会は数日に亘り慎重審査の結果別紙意見書の通り修正を適当と認めたる旨を報告す

議長 第二読会を開くに同意者を起立に諮ふ
起立者十七名

議長 起立者過半数に依り第二読会を開くに決せる旨を告ぐ

議長 第二読会を開き全部を以て議題とする旨を告げ
委員会修正意見に同意者を起立に諮ふ
起立者十七名

議長 起立者過半数に依り委員会の修正意見に決せる旨を告ぐ(下略・長野県駒ヶ根市市史編集室所蔵、旧下伊那郡赤穂村行政文書)

ここに「別紙意見書」とうたわれているものは、『議事に関する綴』の中にはみだせず、賦課額決定の基準については窺い知ることができない。

27) ここでは昭和12年を取り上げた。理由は、単に所得調査の過程を示す資料がこの年度についてよく保存されていたということに過ぎない。資料群の構成から判断する限り、第II期以来調査の手順はほぼ一定しているようである。資料は広島市公文書館所蔵文書による。撮影時の取り決めにより、この資料の中で個人情報にかかる部分の利用には同館の許可を必要とする(詳しくは日本経済統計情報センターに問い合わせのこと)。

28) 昭和10年の国勢調査によれば、温品村の総人口は1063人であったから、その10%が第2次、第3次産業の事業所で雇われていたことになる。この外に

も未回答の相手先が2~3あった模様である。以下に回答のあった相手先と、関係する温品村民の数を列挙しておこう(回答順。名称は資料に記載のもの)。

日本製鋼所広島工場(7)、広島控訴院(2)、広島税務署(1)、広島税務監督局(1)、第五師団兵器部(2)、芸備銀行榎町支店(1)、広島地方専売局(1)、広島駅前郵便局(6)、芸備銀行本店営業部(1)、錦華人絹株式会社広島工場(1)、芸備社(2)、藤川工業(3)、芸備銀行京橋支店(1)、金門商会広島支店(1)、第一銀行広島支店(1)、鎌田株式会社(1)、温品信用販売購買組合(3)、三和銀行(1)、広島陸軍兵器支廠(2)、広島弁護士会(1)、海田市町(訓導・2)、安芸郡中山村(訓導・1)、川手笹市(牧場・1)、広島市役所(7)、広島駅(6)、広島地方裁判所(1)、田村工業株式会社製造部(1)、広島県庁(1)、広島電気株式会社坂発電所(1)、広島電気株式会社(2事業所・7)、同古市変電所(1)、同広島変電所(2)、広島県西条税務出張所(1)、広島車掌区(1)、広島鉄道郵便局(2)、日本勧業銀行広島支店(1)、広島陸軍被服支廠購買部(6)、陸軍運輸部(1)、呉海軍工廠(1)、鉄道省広島運輸事務所(1)、広島郵便局(1)、広島貯金支局(2)、広島文理科大学(5)、広島通信局(2)、東洋工業(4)、原商店(1)、檜垣新兵衛(5)、農林省岡山米穀事務所広島出張所(1)

29) 温品村では、おそらく広島県の指導によって早い時期から詳細な調査が行われていたことと、たまたま議会関係資料以外(永年保存でない)の行政文書が保存されていたために、賦課にいたる詳細を知り得たものである。近隣の戸坂村をはじめとする数箇村にも、断片的にはあるが、ほぼ同様の資料が残されている。伊藤[1974]や、大石・西田[1991]は、これと類似の資料を利用し得たケースであるといえよう。

30) 『申告書』『賦課原簿』のうち、前者は所得の種類に関する用語はまったくコントロールされておらず、後者はほぼ表3にみられるような用語にコントロールされている(「外国送金」「その他」は、筆者が事後に設定したもの)。それぞれの所得種類に対応する『申告書』上の用語は、以下の通りである。

「田畑」：田、畑、桑、甘藷、大根種、大麦、田畑、田戸付、田戸作、田地、農業、農、山田、麦田、麦、畑地、米、野菜、小作、田他作、田小作、田と屋敷地小作、水田小作、畑小作、他作田、借作田、田借作、田畑小作、自作田、自作農、自作畑、玄米、自作免租、自作米、自作、作徳、田自作、水田自作、畑自作、麦作、麦自作、裏作麦、谷下久保、小作に預け、小作預、田租、田預作、年貢、田貸付、田預け、預け田、畑小附、田小附、畑貸付、小作米、田小作料

「山林」：山林、山

「家賃地代」：宅地、貸家、家賃、宅地貸付、宅料

「養蚕」：養蚕、蚕春、蚕夏秋、蚕秋、蚕

「配当」：株券配当、株券、株の配当、変電株

「預金利子」：預金債券利子、預金、金利、金銭、銀行、預金利、預金利子

「給料等」：給料等、給料及賞与金、勤労、住宅料、月給、日給、給料、俸給、手当、加俸、賞与金、賞与、組合、報酬、小使、年功給、会社、店員、住宅費、女工、職員、変電工、縫工、陸軍運輸部、

ミシン、官吏、仲介業、貯金局、通信局、鉄道局、鉄道職員、年功加俸、事務員

「労賃」：労働賃、請負、労働、大工、内職、精三の日雇賃、其他収入、左官、石工、職工賃、日雇、日稼、日雇人、日雇及内職、雇人、工事、工場、手職、小使、昼職

「年金恩給」：年金恩給、叙勲に伴ふもの、恩給、退職料、年金、文官恩給、退職年金

「商業・サービス業」：商業、商売、小店、行商、雜貨店、医業、小売商、営業、理髪、発動機、牛乳、居商、店、動力、菓子商、雜貨商、藥商、売薬、日用品小売、菓子製造、飲食店、懇志(寺院への布施一筆者)、乗合自動車、門徒、豆腐製造、精米、製材

「外国送金」：送金、外国送金

「その他」：雑収入、其他収入、不明、雑種、むしろ、扶助料、税金、地租割、養鶏、牧場、牛

31) 念のため、 F_2 を x 、 F_3 を y として回帰式を求めてみると、 $y = -46.46^{**} + 0.99^{**}x$ 、 $r = 0.99^{**}$ となった。ただし*は1%水準で有意、**は10%水準で有意である。

32) F_0 を x 、 F_1 を y とする線形回帰を想定した。回帰式は、昭和5年： $y = -53.05 + 0.86^{**}x$ で $r = 0.966^{**}$ 、昭和9年： $y = -30.44 + 0.94^{**}x$ で $r = 0.983^{**}$ であった。ただし*は1%水準で有意である。

33) F_1 を x 、 F_2 を y とする線形回帰を想定した。回帰式は、昭和5年： $y = -26.37 + 0.74^{**}x$ で $r = 0.972^{**}$ 、昭和9年： $y = -13.73 + 0.73^{**}x$ で $r = 0.973^{**}$ であった。ただし*は1%水準で有意である。

34) 田中[1930]162頁。

35) 控除規定は府県あるいは市町村によって異なっているばあいが多いが、さきに示した温品村の例は、1つの目安にはなりえよう。

参考文献

- 早川三代治[1934]「旭川市に於ける所得分布」『北海道大学法経会論叢』第3輯。
——[1944]「所得分布に関する諸考察」日本統計学会編[1944]所収。
伊藤武夫[1974]「第一次大戦後の東北農村と村民所得——新潟県米倉村の農民層分解に関する一考察——」『新潟大学教養部研究紀要』第5集。
自治庁編[1955a]『地方税制度資料 第二巻』自治庁。
——編[1955b]『地方税制度資料 第三巻』自治庁。
——編[1957]『地方税制度資料 第一巻』自治庁。
金澤史男[1991]「行財政の再編と財政構造の変化」大石、西田編著[1991]所収。
Lockwood, William W. (1954), 'The Economic Development of Japan—Growth and Structural Change', Princeton University Press.
南亮進[1971]『日本の経済発展』東洋経済新報社。
——・小野旭・高松信清[1981a]『戸数割資料による戦前期の所得分布の研究：その1』経済研究所 Discussion Paper Series No. 36。
——・——・——[1981b]『戸数割資料による戦前期の所得分布の研究：その2』経済研究所 Discussion Paper Series No. 37。

——[1987]「戦前日本の所得分布——戸数割資料による山口県の分析——」『経済研究』第38巻第4号。
 溝口敏行[1992]『我が国統計調査の現代的課題』(一橋大学経済研究叢書 41)岩波書店。
 毛里英於菟[1933]「戸数割による国民所得の分配の測定」汐見・宗藤・毛里・武田著[1933]所収。
 日本統計学会編[1944]『国民所得とその分布』日本評論社。
 大石嘉一郎・西田美昭編著[1991]『近代日本の行政村——長野県埴科郡五加村の研究——』日本経済評論社。
 大門正克[1991]『『所得調査簿』と階層区分』大石・西田編著[1991]所収。
 奥田修三[1984]「明治中期近畿農村の村財政と戸数割課税」『(立命館大学)産業社会論集』第39号。
 坂本忠次[1974・1975]「明治末町村財政における戸数割課税の展開——岡山・山口県下町村の事例を中心に」(1)(2)『(岡山大学)経済学会雑誌』第6巻第12

号, 第7巻第1号。
 汐見三郎・宗藤圭三・毛里英於菟・武田長太郎[1933]『国民所得の分配』有斐閣。
 ——[1934]「我国の国民所得」『日本統計学会年報』第3年。
 田中廣太郎[1922]『地方税戸数割』良書普及会。
 ——[1930]『地方財政』(時事問題講座6)日本評論社。
 寺崎康博[1984]「戦前期の所得分布の変動: 展望」『長崎大学教養部紀要』第26巻第2号。

非刊行資料

山形県西置賜郡長井村(現・長井市)行政文書。
 長野県下伊那郡赤穂村(現・駒ヶ根市)行政文書。
 岡山県上房郡高梁町(現・高梁市)行政文書。
 広島県安芸郡戸坂村(現・広島市)行政文書。
 同県同郡温品村(現・広島市)行政文書。
 山口県厚狭郡高千帆村(現・小野田市)行政文書。